

令和 8 年 第 9 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 8 年 9 月 17 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 20 分
場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員会室
出席者 — （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）片山事務局長、花岡事務局次長、新家主幹、吉田主幹兼係長、
菊川係長、山口副主査

（大毛委員長）

それでは、ただいまより第 9 回選挙管理委員会を開会いたします。

本日の案件は 3 つあります。案件 1 は、公職選挙法の一部改正についての報告です。
案件 2 は、選挙人名簿の定時登録についての報告です。案件 3 は、その他となっております。

それでは、案件 1 の報告をお願いいたします。

（山口副主査）

案件 1 について報告いたします。

1 ページをご覧ください。公職選挙法の一部改正についてです。

令和 8 年 7 月 17 日に、公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。

主な公職選挙法に関する改正事項は 3 点と情報流通プラットフォーム対処法に関する内容 1 点であります。

今回の改正は、近年の SNS の普及や AI 技術の発展など、選挙を取り巻くインターネット利用環境の変化に対応するために行われたものです。

昨年の参議院議員通常選挙や本年の衆議院議員総選挙における SNS 利用の状況等を踏まえ、選挙運動に関する各党協議会において議論を経て改正されたものです。

改正内容については、2 ページをご覧ください。

1 つ目は電子メールに係る規制の見直しです。

これまで電子メールによる選挙運動には、送信主体（候補者や政党等と有権者で異なる）の制限など電子メール固有の規制が設けられていましたが、これらの規制を廃止し、ウェブサイトや SNS と同様の取扱いに全て統一することとされました。

2 つ目は AI により作成又は改変された画像・映像に係る表示義務の新設です。

実際の映像等と誤認されるおそれのある AI 生成・改変画像等については、その旨の表示が義務付けられました。対象は、「選挙運動のために使用する文書図画」「当選を得させないための活動に使用する文書図画であって、選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に頒布されるもの」です。いわゆるディープフェイク

対策として導入されたものであり、有権者が実際の映像と誤認することを防止することを目的としています。

3つ目は選挙に関しインターネットを利用する者の責務規定の新設です。

選挙に関する情報発信を行う者は、候補者に関する虚偽情報や事実をゆがめた情報によって選挙の公正を害することがないようにしなければならないこととされ、その責務が法令上明確化されました。

続きまして、3ページをご覧ください。

あわせて、SNS 事業者などの大規模特定電気通信役務提供者に対し、虚偽情報や選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するための必要な措置を講じなければならないこととされました。

また、その実施状況を毎年公表することとされました。

こちらの施行期日は、記載があるとおり、令和9年3月1日以後に公示又は告示される選挙から適用されます。

なお、今回の改正は主として候補者、政党等、選挙に関しインターネット等を利用する者及び SNS 事業者等を対象としたものであり、本市の選挙執行事務に大きな変更を伴うものではありません。

一方で、今後実施する選挙においては、候補者説明会等の機会を通じて改正内容の周知を図ってまいります。

今回の改正では、今後の検討事項として2点が附則に規定されています。

1点目は在外選挙人に係るインターネット投票の導入についてであり、公布後1年を目途として検討が行われることとされています。

2点目は、候補者等による街頭演説を妨げる行為への対応についてであり、引き続き必要な制度の在り方が検討されることとされています。

いずれも現時点で具体的な制度改正が行われるものではありません。

説明は以上です。

(大毛委員長)

ただいま報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(裏山委員長代理)

今回の一部改正について、違反した場合罰則はあるのですか。

(花岡次長)

今回の改正によって、新たな罰則規定は設けられていません。

(大毛委員長)

他に、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは、案件 1 について、了といたします。

次に、案件 2 の報告をお願いします。

(菊川係長)

案件 2 について報告いたします。

令和 8 年 9 月 1 日基準日における「選挙人名簿の定時登録」の件でございます。

5 ページをご覧ください。

1 の右欄囲みにありますように、今回の登録者数は 11,132 人で、内訳としてその下の囲みの年齢要件での登録者が 1,997 人、更にその下の囲みの住所要件での登録者が 9,135 人でございます。

結果として 2 の登録者の総数は、674,497 人でございます。

1 枚めくっていただきまして、次のページですが、上の表は、各区ごとの選挙人名簿登録者数を示しています。

その表の左下 太枠部分の 674,888 人が令和 8 年 6 月 1 日の登録者総数で、右端太枠部分が先程申しました 9 月 1 日基準日の差引登録者総数 674,497 人ですので、今回 391 人、減少しています。

下の表は、各区ごとの在外選挙人名簿の登録者数でございます。

左下太枠部分の 395 人が令和 8 年 6 月 1 日の登録者総数で、右端太枠部分が 9 月 1 日基準日の差引登録者総数 391 人ですので、今回 4 人減少しています。

7 ページから 10 ページに、「区ごと・投票区別の一覧表」を掲載しています。

続きまして、11 ページですが、この表は、「各区投票区の状況」を登録者の規模別に分類したものでございます。

表の下に記載している最小 737 人とあるのは堺区第 1 投票区三宝コミュニティセンターで、最多の 12,237 人とあるのは中区第 8 投票区東百舌鳥小学校でございます。

1 枚めくっていただきまして、12 ページでございますが、9 月 1 日基準日の登録者総数に基づく、告示でございます。

条例制定改廃直接請求の必要数を示す 50 分の 1 の数は、13,490 人でございます。

次に市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求の必要数を示す 6 分の 1 の数は、112,417 人でございます。

最終行の議会解散・市長等役員の解職に係る請求の必要数ですが、179,083 人でござ

ざいます。

最後に、13 ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の3分の1の数を示しています。

説明は以上です。

(大毛委員長)

ただいま報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは、案件2について、了といたします。

次に、その他案件の報告をお願いします。

(花岡次長)

その他案件はございません。

(大毛委員長)

それでは、これをもちまして、第9回選挙管理委員会を閉会いたします。